

2024年3月15日

石川県知事 馳 浩 様

災害被災者支援と災害対策改善を求める
石川県連絡会
(略称：石川災対連)

代表委員

中内義幸
飯森博子
三宅 靖
宮岸美則
宮田保廣
桶間 諭
杉本 満

能登半島地震の被災地・被災者の救援・復興に関する要望書

能登半島地震の被災地の救援、復旧・復興へのご奮闘に敬意を表します。

私たち石川災対連は2007年の能登半島地震の際に発足した団体で、今回の地震被害に対しても被災地・被災者の救援や被災地の復興を進めるための取り組みを行なっています。

さて今回、自治体・県・政府の総力で救援、復旧・復興の取り組みが行なわれていますが、私たちは被災者からの声として不満や要望をお聞きしており、以下の点について対策や改善を求めますのでよろしくお願い申し上げます。

記

1. 避難生活支援について

- (1) すべての避難者の実態を把握し、電子媒体が使えない方などへの配慮を行い、国や県、市町の制度をもれなく伝え、制度活用につなげること。
- (2) 避難所の一方的な閉鎖や移動・統合を行わないこと。二次避難所についても一方的な閉鎖は行わず、避難所提供事業者への支援を拡充して、希望者には避難生活が継続できるようにすること。
- (3) 自主避難所への支援物資の配布を継続すること。
- (4) 避難所生活の環境改善と避難者の心のケアを行うこと。避難所の運営に係わる方への負担軽減に務めること。
- (5) 二次避難所の食事や駐車場など費用については県が全額保障し、施設によって不公平が生まれないようにすること。

2. 住まいの確保や片付けについて

- (1) 仮設住宅の希望者に必要な建設計画と見通しを示すこと。大規模なプレハブ型だけでなく、これまでの地域のつながりを重視し、木造型での建設により、将来の災害公営住宅への移行も含めて取り組むこと。
- (2) 災害公営住宅の建設には多額の費用がかかることもあり、自力で自宅再建するための直接支援策を拡充して、住まいの確保をすすめること。
- (3) 罹災証明書の発行の手続きが遅れており、国や県の責任で発行や審査の人員体制を確保し対応に当たること。再審査に当たっては被災者への丁寧な説明に努めること。
- (4) 被災建物の解体が進んでいない。解体に当たっては災害廃棄物の分別や搬送が被災者にとって大きな負担となっている。災害廃棄物の置き場の増設など、被災者の負担軽減に努めること。国や県の責任で解体事業者の確保や計画を明らかにすること。
- (5) 災害ボランティアの受け入れは、宿泊体制の整備により拡大していくと共に、専門的な技能が必要な片付けのためにも、その専門窓口を設け対応すること。

3. 医療、介護、福祉について

- (1) 被災者が地元に戻り、安心して住み続けられるために医療機能を早急に復旧すること。甚大な被害を受けた公的病院の施設修繕や医療従事者の確保のために手厚い財政支援を行うこと。機能統合を名目にかかりつけ医機能を持った公的病院の役割を縮小しないこと。
- (2) 地域の復興のためには医療提供体制を「面で支える」地域医療の復旧が不可欠であり、公的医療機関以外の医科・歯科の民間医療機関に対する、施設の再建や修繕、医療機器や医療従事者の確保のための手厚い財政支援を行うこと。
- (3) 介護施設や福祉施設の事業継続への支援、遠方に避難している高齢者や障がい者が安心して戻れるよう再建支援をすすめること。
- (4) 医療、介護、福祉にかかわる職員が生活を継続できる地域環境を整備すること。
- (5) 子どもたちの置かれている実態を把握し対応してください。
- (6) 子どもたちに関わる経済的負担については県で保障してください。

4. 復興について

- (1) 行政や企業主導の復興でなく、被災者の声を重視し地元に戻れる対策を行なうこと。
- (2) 被災者の負担のない公営の復興住宅の建設で地元に戻れるための対策を行なうこと。
- (3) 復興の要となる医療・保育・介護・障がい者施設や学校など復旧を早急に行うこと。
- (4) 地元を支えてきた業者への支援をすすめ生業を取り戻す支援をすすめること。
- (5) 家屋の修繕や建て直しについては耐震化をはかるための支援制度をつくること。
- (6) 農林水産業への支援強化で能登の活性化に務めること。

5. 志賀原発について

- (1) 今回の震災で発生した故障やトラブルについて県として現地調査を行い、県民に今後

の対策を含めて知らせること。

- (2) 今回の地震により地震大国である日本ではどこでも原発の立地が困難なことが改めて明確になった。住民にとって重要な避難計画も実態を見れば破たんしていることは明らかである。志賀原発は直ちに廃炉に向けた計画を進めること。

6. 被災者支援制度について

- (1) 被災者生活支援金は生活再建に向けた土台となるもので、対象を限定せずだれでも上限600万円に引き上げるよう国に求めること。対象とならない準半壊、一部損壊世帯にも県として支援策を設けること。
- (2) 義援金の配布を急ぎ、住まいの確保や生活再建への見通しが持てるよう支援すること。
- (3) 住宅耐震化促進、地域産業や観光業の再生、港湾整備で漁業再開、農業再開など復興への課題が多くある。そのためにも国への復興予算要望を強く求めて、希望が持てる支援策を打ち出すこと。

以上。